

江津高等学校
「学校いじめ防止基本方針」

2018.04.1現在

いじめ防止委員会
生徒部

1. 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。この基本方針は、策定後も状況の変化に応じて適宜見直しを行う。

2. いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えらる。（東京都立研究所の要約引用）

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入っていたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

- ・悪口を言う
- ・あざける
- ・落書き
- ・物壊し
- ・集団での無視
- ・陰口
- ・避ける
- ・ぶつかる
- ・小突く
- ・命令・脅し
- ・性的辱め
- ・部活動中のいじめ
- ・SNS・メール等による誹謗中傷
- ・噂流し
- ・授業中のからかい

- ・仲間はずれ
- ・嫌がらせ
- ・暴力
- ・たかり
- ・使い走り

3. いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

(別紙1 ※いじめ防止委員会の設置)

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。

(別紙2 ※いじめ対策委員会の設置)

4. いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てる。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施（5月、7月、12月）

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催
- ・日常的なコミュニケーション技術の向上

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
- ・講演会等の実施

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施
- ・小中との連携、情報交換

5. 生徒の仲間づくり・居場所づくり・絆づくり。生徒に自己有用感を持たせるための教師の目指す姿

(1) HR活動のみならず、普段の生活のなかでも、お互いを認め合う校風をつくる。

(2) 単に「居心地よくしてあげる」ということではなく、「子どもが困らないようにするための居場所づくり」を心がける。

(3) 生徒同士が一緒に活動することを通して自ら感じ取っていくものが「絆」・「自己有用感」であり、「絆づくり」を行うのはあくまでも生徒同士である。

(教師が直接に「絆づくり」に関与すること、直接に「自己有用感」を与えるように支援する)

- (4) 教師集団は、すべての生徒が活躍する場を準備し、仲間作り・居場所づくり・絆づくりのための組織的・計画的な働きかけをする。
- (5) 学校外の外部の方との交流（地域の方・卒業生）を通して、仲間づくり、居場所づくりができ、自分に自信が持てるようにする。（学校内外での居場所づくり）
- (6) 生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちのできることを主体的に考えて行動できるようになる、生徒会活動にする。すべての生徒がいじめ問題への取り組みについての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかを教職員でチェックし、陰で支える役割に徹する。

6. いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

いじめ発見の方法

- いじめられている生徒、いじめている生徒のサインの感知 (別紙3)
- 教室・部活動・家庭でのサインの感知 (別紙4)

発見するための組織的対応

- 相談体制の整備
 - ・相談窓口の設置・周知
 - ・相談箱の設置（生徒からの相談箱とその回答箱）・・・生徒からの意見
 - ・面談の定期的実施（5月、7月、12月）
- 定期的調査の実施
 - ・アンケートQUの実施（6月、10月）
 - ・いじめに関するアンケート（定期的調査）

いじめ情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議、学年会、教科担当者会での情報共有
- ・配慮を要する生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ
- ・立場ごとの日常の役割の確認

7. いじめへの対応

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

教室に入ることが難しい場合別室登校を認める。また、登校できない場合は、教務規程第11条1項(9)により出席停止とする

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

② いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようになる指導を根気強く行う。場合によっては、

学校教育法第35条1項により、出席停止とする。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を感じてもらえるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

② いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をする。

① 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係諸機関との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

8. ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

① 保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

② 情報教育の充実

教科「情報」における情報モラル教育の充実

③ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

① ネットいじめの把握した後の具体策

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- (・ネットパトロール)

9. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 「重大事態」の捉えについて、事実関係が明確にされていない段階であっても、その疑いがある場合は「重大事態」として対処する必要がある。
- ② 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・生徒が自死を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障がいを負った場合
 - ・高額の金品を奪い取られた場合
- ③ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。
- ④ 生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき
- ⑤ ④の時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたるものとする。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。